

# 船底検査要件の見直しに関する事項

## 改正規則等

鋼船規則 B 編  
鋼船規則検査要領 D 編

## 改正事項

船底検査要件の見直しに関する事項

## 改正理由

IACS は、船底検査における舵やプロペラ等の検査に関し、統一規則 Z3 としてその検査方法を定めており、本会も当該要件を既に規則に取り入れている。

当該統一規則においては、一般的な推進装置に対する船底検査の方法については規定されているものの、旋回式推進装置やウォータージェット推進装置といった特殊な推進装置に対する検査方法については明確に規定されていなかった。一方、本会規則においては、当該推進装置の採用増加に伴い、関連業界より、検査要件の明確化が要望されていたことから、鋼船規則 D 編に独自にその検査方法を定めている。

この程、IACS において、上述の本会規則に基づき統一規則 Z3 の見直しが行われ、このような特殊な推進装置に対する船底検査の方法を規定するとともに、一部追加の明確化が図られたうえで、2013 年 12 月に IACS 統一規則 Z3(Rev.6)として採択された。

今般、改正された IACS 統一規則 Z3(Rev.6)にて明確化が図られた事項を取り入れるとともに、併せてサイドスラストの外観検査に関する規定を本会規則に取り入れるべく、関連規定を改めた。

## 改正内容

- (1) 船底検査における旋回式推進装置の外観検査は、プロペラ羽根シール部及び取付けボルト等の取付具の確認を含む旨明記した。
- (2) 船底検査の項目としてサイドスラストの外観検査を追加した。